

●東京都告示第千二百四十九号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

令和二年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和三年二月十四日(日曜日)

午後一時から午後三時三十分まで(受験者集合 午後零時三十分)

二 試験場所

東京都立板橋看護専門学校

板橋区栄町三十四番一号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

- (一) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(令和三年三月十二日(金曜日)正午までに修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)
- (二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、

都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和三年三月十二日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(三) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和三年三月十二日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(四) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和三年三月十二日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和三年三月十二日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 出願書類

(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類  
ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類  
イ 既修業者又は既卒業者  
ウ 卒業等証明書

(イ) 修業見込証明書又は卒業見込者

令和三年三月十二日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の卒業等証明書を発行する学校、准看護師養成所、大学又は看護師養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類  
ウ 看護師国家試験受験資格認定書の写し又は准看護師試験受験資格認定書の写し(原本を提示し、写しを提出すること。)

ウ 前記四の受験資格の(七)に該当する者で、令和二年

度日本語能力試験受験予定のものが提出する書類

日本語能力試験N一認定書等。ただし、令和三年二月二十五日(木曜日)正午までに日本語能力試験N一認定書等を提出すること。

指定された日までに認定書等の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(三) 受験写真用台紙

台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円

令和三年一月六日(水曜日)までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間

令和三年一月五日(火曜日)及び同月六日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法

出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提

出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓

十 合格発表

令和三年三月四日(木曜日)午前十時から午後五時までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から令和三年三月末日までの間、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ(<https://www.fukushoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/isei/jijn/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表についての問合せには一切応じない)。

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容

総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和二年十一月二十七日(金曜日)までに問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配

慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二  
十八階南側  
電話〇三(五三二〇)四五一七

●東京都告示第千二百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社GDJapan	カインドケアホーム	板橋区成増1-26-5 トレジャライ成増502	令和2年6月30日
合同会社PIX	訪問介護事業所PIX	中野区本町5-33-16 ドリームハウス302	令和2年7月15日
株式会社飯田企画	いーぐる介護	北区東十条3-16-13	令和2年7月31日
有限会社ボルク	ハッピーケアサービス	練馬区北町2-31-22	同日
有限会社アイケイサービス	アイケイサービス	江戸川区松島1-28-11 昭栄マンション102	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社PIX	訪問介護事業所PIX	中野区本町5-33-16 ドリームハウス302	令和2年7月15日
株式会社飯田企画	いーぐる介護	北区東十条3-16-13	令和2年7月31日
有限会社ボルク	ハッピーケアサービス	練馬区北町2-31-22	同日
有限会社アイケイサービス	アイケイサービス	江戸川区松島1-28-11 昭栄マンション102	同日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人自立支援センターむく	PC工房	江戸川区小松川1-5-2 トニワンビル305	令和2年7月31日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人パラスCエスベランサ	E'sCafe	多摩市落合1-47 ニューシティ多摩センタービル8階	令和2年7月31日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第293号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和2年9月4日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和2年10月5日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

警察署協議会名 氏 名

警視庁綾瀬警察署協議会 仙 波 健 雄

●東京都公安委員会告示第294号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和2年9月4日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和2年10月5日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

(1) 葛飾区青戸三丁目38番4号 竹生ビル2階

「再会」 小瀧 英世

(2) 世田谷区瀬田四丁目28番13号 鈴木ビル地下1階

規程(交)

●交通局規程第六十一号

東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程

東京都営交通無料乗車券発行規程(昭和三十九年交通局規程第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「P A S M O」の下に「モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O を除く。」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十二号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等

に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十

二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号ウ中「P A S M O P A S S P O R T 及びモバイル P A S M O」を「モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O」に改める。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十三号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「モバイル P A S M O」の下に「及び Apple Pay の P A S M O」を、「除く。」の下に「又は P A S M O P A S S P O R T」を加える。

第五条第四号中「P A S M O P A S S P O R T 及びモバイル P A S M O」を「モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O」に改める。

附則

「(有) ヒルサインド麗美優」 有限会社ヒルサインド  
(3) 江戸川区南小岩八丁目15番17号 桂昇小岩ビル4階  
「L a M u s e 」 株式会社 A l c h e m y

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全全部保安課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。  
ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十四号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び」を「又は」に改め、「定めるモバイルIC端末」の下に「若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十五号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正

する規程

東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「P A S M O」の下に「（モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O を除く。）」を加える。

第五条第二項中「定めるモバイルIC端末」の下に「若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十六号

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の

一部を改正する規程

東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「又は東京都電車ICカード取扱規程」を「、東京都電車ICカード取扱規程」に改め、「第二條第一項」を削り、「定めるICカード」の下に「又は東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）に定めるモバイルIC端末若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十七号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「モバイル P A S M O 会員規約」を「モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O 会員規約」に改める。

第三条第一項第六号中「運賃」を「運送」に改め、同項に次の八号を加える。

九 「Apple PayのP A S M O」とは、株式会社パスモが特定携帯情報端末に発行する P A S M O をいう。

十 「Apple PayのP A S M O 携帯情報端末」とは、Apple PayのP A S M O を発行した特定携帯情報端末をいう。

十一 「モバイルIC特定端末」とは、P A S M O のうち「Apple PayのP A S M O 携帯情報端末をいう。

十二 「記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録されたモバイルIC特定端末をいう。

十三 「無記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録を行っていないモバイルIC特定端末をいう。

十四 「特定モバイルIC S F」とは、S F により旅客の運送等に供するモバイルIC特定端末をいう。

十五 「特定モバイルIC定期乗車券」とは、モバイルIC特定端末に記録した定期乗車券をいう。

十六 「特定モバイルIC定期乗車券端末」とは、特定モバイルIC定期乗車券を記録した記名モバイルIC特定端末をいう。

第五条第二項中「及びモバイルIC端末」を「又はモバイルIC端末若しくはモバイルIC特定端末」に改める。

第七条第一項中「当局は、次の各号のいずれかに該当する場合に」を「IC規程第九条第一項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当局が必要と認めるときは」に改め、同項各号を削る。

第八条の二第二項第四号中「定期乗車券」を「通学定期乗車券」に改め、同項第九号を削る。

第十六条第三項中「株式会社パスモが行う」を「モバイルPASMOを使用するための」に改める。

第十八条の二第二項第四号中「定期乗車券」を「通学定期乗車券」に改め、同項第九号を削る。

第二十七条第三項中「株式会社パスモが行う」を「モバイルPASMOを使用するための」に改める。

第三編の次に次の二編を加える。

第四編 特定モバイルICSF

(発行替え)

第二十九条 PASMOカードのSFをApple PayのPASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該PASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 持参人IC定期乗車券

二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

MOカード

四 小児用PASMO

五 一体型PASMO

六 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

七 その他モバイルIC特定端末で発売できない乗車券の情報を記録したPASMOカード

八 有効な都電IC一日券等を記録したPASMOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 Apple PayのPASMO携帯情報端末からPASMOカードへの発行替えはできない。

(準用)

第三十条 第一編(第四条第二項及び第四項を除く。)及び第二編(第八条の二を除く。)の規定は、特定モバイルICSFの取扱いについて準用する。この場合において、第二編の規定中「モバイルICSF」とあるのは「特定モバイルICSF」と、第一条、第二条、第四条

第一項、第五条第一項、第四項及び第六項から第九項まで、第六条、第七条第一項、第十一条第三項並びに第十三条第一項中「モバイルIC端末」とあるのは「モバイルIC特定端末」と、第十条第一項並びに第十六条第二項及び第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末」とあるのは「Apple PayのPASMO携帯情報端末」と、第十

条第一項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「PASMOアプリケーション」と、第十六条第三項中「モバイルPASMO」とあるのは「Apple PayのPASMO」と、第十六条第四項中「第八条の二」とあるのは「第二十九条」と読み替えるものとする。

第五編 特定モバイルIC定期乗車券

(発行替え)

第三十一条 PASMOカードに記録された定期乗車券の情報をApple PayのPASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該PASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 持参人IC定期乗車券

二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

MOカード

四 小児用PASMO

五 一体型PASMO

六 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

七 その他モバイルIC特定端末で発売できない乗車券の情報を記録したPASMOカード

八 有効な都電IC一日券等を記録したPASMOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 Apple PayのPASMO携帯情報端末からPASMOカードへの発行替えはできない。

(準用)

第三十二条 第一編及び第三編(第十八条の二を除く。)

の規定は、特定モバイルIC定期乗車券の取扱いについて準用する。この場合において、第一編(第三条を除く。)及び第三編の規定中「モバイルIC定期乗車券」とあるのは「特定モバイルIC定期乗車券」と、第一条、第二条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第四項及び第六項から第九項まで、第六条、第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項中「モバイルIC端末」とあるのは「モバイルIC特定端末」と、第四条第二項及び第二十七条第三項中「モバイルPASMO」とあるのは「Apple PayのPASMO」と、第四条第四項、第二

十条第一項並びに第二十七条第二項及び第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末」とあるのは「Apple PayのPASMO携帯情報端末」と、第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「株式会社パスモが定める」と、第十八条第三項、第二十条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十八条第一項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「PASMOアプリケーション」と、第二十七条第四項中「第十八条の二」とあるのは「第三十一条」と、第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリ」とあるのは「株式会社パスモが定める」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十八号

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳  
 東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第四号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「及び」を「並びに」に改め、「定めるモバイルIC端末」の下に「及びモバイルIC特定端末」を加える。

第六条第一項第三号中「モバイルIC端末」の下に「及び同項第十一号に定めるモバイルIC特定端末」を、同条第二項第三号中「無記名モバイルIC端末」の下に「並びに同項第十二号の記名モバイルIC特定端末及び同項第十三号の無記名モバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第六十九号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳  
 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第二項中「並びに」を「又は」に改め、「定めるモバイルIC端末」の下に「若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

第十一条の三中「IC定期乗車券」の下に「、モバイルIC規程第十八条に規定するモバイルIC定期乗車券及び第三十二条に規定する特定モバイルIC定期乗車券」を加える。

第十八条の三の二第一項中「ICカード並びに」を「ICカード又は」に改め、「モバイルIC端末」の下に「若しくは第十一号に定めるモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳  
 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「PASMO」の下に「(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)」を加える。

第五条第二項中「定めるモバイルIC端末」の下に「若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十一号

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「又は東京都乗合自動車ICカード取扱規程」を、「東京都乗合自動車ICカード取扱規程」に改め、「第二条第一項」を削り、「定めるICカード」の下に「又は東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)に定めるモバイルIC端末若しくはモバイルIC特定端末」を加える。

附 則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十二号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「モバイルPASMO会員規約」を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に

改める。

第三条第一項第六号中「運賃」を「運送」に改め、同項に次の八号を加える。

九 「Apple PayのPASMO」とは、株式会社パスモが

特定携帯情報端末に発行するPASMOをいう。

十 「Apple PayのPASMO携帯情報端末」とは、Apple

PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末をいう。

十一 「モバイルIC特定端末」とは、PASMOのう

ちApple PayのPASMO携帯情報端末をいう。

十二 「記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録さ

れたモバイルIC特定端末をいう。

十三 「無記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録

を行っていないモバイルIC特定端末をいう。

十四 「特定モバイルICSF」とは、SFにより旅客

の運送等に供するモバイルIC特定端末をいう。

十五 「特定モバイルIC定期乗車券」とは、モバイル

IC特定端末に記録した定期乗車券をいう。

十六 「特定モバイルIC定期乗車券」とは、特定

モバイルIC定期乗車券を記録した記名モバイルIC

特定端末をいう。

第五条第二項中「及びモバイルIC端末」を「又はモバ

イルIC端末若しくはモバイルIC特定端末」に改める。

第七条第一項中「当局は、次の各号のいずれかに該当す

る場合に」を「IC規程第九条第一項に定めるほか、PA

SMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当局

が必要と認めたときは」に改め、同項各号を削る。

第八条の二第二項第四号中「定期乗車券」を「通学定期

乗車券」に改め、同項第九号を削る。

第十六条第三項中「株式会社パスモが行う」を「モバ

イルPASMOを使用するための」に改める。

第十八条の二第二項第四号中「定期乗車券」を「通学定

期乗車券」に改め、同項第九号を削る。

第二十七条第三項中「株式会社パスモが行う」を「モバ

イルPASMOを使用するための」に改める。

第三編の次に次の二編を加える。

第四編 特定モバイルICSF

(発行替え)

第二十九条 PASMOカードのSFをApple Payの

PASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASM

O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。こ

の場合において、発行替え後の当該PASMOカードの

取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによ

る。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当す

るPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 持参人IC定期乗車券

二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の

情報を記録したPASMOカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用

開始日とする通学定期乗車券の情報を記録したPAS

MOカード

四 小児用PASMO

五 一体型PASMO

六 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

七 その他モバイルIC特定端末で発売できない乗車券

の情報を記録したPASMOカード



八 有効なバスIC一日券等を記録したPASMOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

ド

3 Apple PayのPASMO携帯情報端末からPASMOカードへの発行替えはできない。

(準用)

第三十条 第一編(第四条第二項及び第四項を除く。)及び第二編(第八条の二を除く。)の規定は、特定モバイルICSFの取扱いについて準用する。この場合において、第二編の規定中「モバイルICSF」とあるのは「特定モバイルICSF」と、第一条、第二条、第四条第一項、第五条第一項、第四項及び第六項から第九項まで、第六条、第七条第一項、第十一条第四項並びに第十三条中「モバイルIC端末」とあるのは「モバイルIC特定端末」と、第十条第一項並びに第十六条第二項及び第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末」とあるのは「Apple PayのPASMO携帯情報端末」と、第十条第一項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「PASMOアプリケーション」と、第十六条第三項中「モバイルPASMO」とあるのは「Apple PayのPASMO」と、第十六条第四項中「第八条の二」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。

第五編 特定モバイルIC定期乗車券

(発行替え)

第三十一条 PASMOカードに記録された定期乗車券の情報Apple PayのPASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該

PASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 持参人IC定期乗車券

二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の情報記録したPASMOカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の情報記録したPASMOカード

四 小児用PASMO

五 一体型PASMO

六 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

七 その他モバイルIC特定端末で発売できない乗車券の情報を記録したPASMOカード

八 有効なバスIC一日券等を記録したPASMOカード

ド

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 Apple PayのPASMO携帯情報端末からPASMOカードへの発行替えはできない。

(準用)

第三十二条 第一編及び第三編(第十八条の二を除く。)の規定は、特定モバイルIC定期乗車券の取扱いについて準用する。この場合において、第一編(第三条を除く。)及び第三編の規定中「モバイルIC定期乗車券」とあるのは「特定モバイルIC定期乗車券」と、第一条、第二条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第四項及び第六項から第九項まで、第六条、第七条第一項並

びに第十八条第一項及び第二項中「モバイルIC端末」とあるのは「モバイルIC特定端末」と、第四条第二項及び第二十七条第三項中「モバイルPASMO」とあるのは「Apple PayのPASMO」と、第四条第四項、第二十条第一項並びに第二十七条第二項及び第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末」とあるのは「Apple PayのPASMO携帯情報端末」と、第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「株式会社バスモが定める」と、第十八条第三項、第二十条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十八条第一項及び第四項中「モバイルPASMOアプリ」とあるのは「PASMOアプリケーション」と、第二十七条第四項中「PASMOアプリケーション」と、第二十七条第四項中「PASMOアプリケーション」とあるのは「第三十一条」と、第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリ」とあるのは「株式会社バスモが定める」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十三号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「モバイルIC定期乗車券」の下に「若しくは第十五号に規定する特定モバイルIC定期乗車券」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十四号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程（平成十九年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「並びに」に改め、「定めるモバイルIC端末」の下に「及びモバイルIC特定端末」を加える。

第六条第一項中「号並びに」を「号に定めるICカード、」に、「定めるICカード」を「定める外国人向けICカード」に、「ICモバイル端末」を「モバイルIC端末及び第十一号に定めるモバイルIC特定端末」に、「大人用ICカード並びに」を「大人用ICカード、」に改め、「モバイルIC端末」の下に「及び第十一号のモバイルIC特定端末」を加える。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十五号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「PASMO」の下に「（モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。）」を加える。

第三条第一号中「当局のほか、別表一」を「IC発行業者規則」に改める。

別表一 削除

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十六号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程（令和

二年交通局規程第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第五項中「及びモバイルPASMO会員規約」を「並びにモバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に改める。

第三条第一項第三号中「モバイルPASMO携帯情報端末」の下に「又はApple PayのPASMO特定携帯情報端末」を加え、同条第一項に次の三号を加える。

六 「Apple PayのPASMO」とは、特定携帯情報端末に発行するPASMOをいう。

七 「Apple PayのPASMO特定携帯情報端末」とは、Apple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末をいう。

八 「携帯情報端末等」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末及びApple PayのPASMOが発行された特定携帯情報端末をいう。

第四条第二項中「モバイルPASMO」の下に「又はApple PayのPASMO」を加え、同条第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第五条第三項中「モバイルPASMO携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第七条第二項中「次の各号のいずれかに該当する場合に」を「IC規程第十条第一項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、必要と認めるときは」に改め、同項各号を削る。

第八条の二の見出しを「（モバイルPASMOの発行替え）」に改め、同条第二項第二号中「持参人IC定期乗車券」の下に「（以下「持参人IC定期乗車券」という。）」を加え、同項第四号中「定期乗車券」を「通学定

期乗車券」に改める。

第八条の二の次に次の一条を加える。

(Apple PayのPASMOの発行替)

第八条の三 PASMOカードからApple PayのPASMO  
特定携帯情報端末への発行替えは、PASMO取扱規則  
に関する特約の定めるところにより行う。この場合、発  
行替え後の当該PASMOカードの取扱いは、PASM  
O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当す  
るPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

- 一 持参人IC定期乗車券
- 二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の  
機能が付加されたPASMOカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用  
開始日とする通学定期乗車券の機能が付加されたPA  
SMOカード

四 小児用PASMO

五 一体型PASMO

六 企画乗車券の機能が付加されたPASMOカード

七 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の機  
能が付加されたPASMOカード

八 有効なバスIC一日券等の機能が付加されたPAS  
MOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 Apple PayのPASMO特定携帯情報端末からPASM  
Oカードへの発行替えはできない。

4 複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券の機  
能、SF等を含むいかなる情報も移行させることはでき

ない。

第九条第一項中「モバイルPASMOアプリの」を「株  
式会社パスモが定める」に改め、同条第二項中「モバイル  
PASMO」の下に「及びApple PayのPASMO」を加え、  
同条第三項中「又はパソコン向けサイト」を、「PASM  
Oアプリケーション等」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところによ  
り、定期乗車券の機能が付加されたPASMOカード内  
の情報をモバイルPASMO又はApple PayのPASMO  
に発行替えを行った後に当該モバイルIC定期乗車券の  
区間変更をする場合は、事前に会員規約の定めによる会  
員登録を行う必要がある。

第十二条、第十三条第二項及び第十五条第一項中「モバ  
イルPASMO携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改  
める。

第十六条第二項中「モバイルPASMO携帯情報端末又  
はこれ」を「携帯情報端末等又はこれら」に、同条第三項  
中「株式会社パスモが行う」を「モバイルPASMO又は  
Apple PayのPASMOを使用するための」に改め、同条第  
四項中「第八条の二」の下に「及び第八条の三」を加え、  
「モバイルPASMO携帯情報端末」を「携帯情報端末  
等」に改める。

第十八条第一項中「若しくはパソコン向けサイト」を、「  
PASMOアプリケーション等」に、同条第三項中「モバ  
イルPASMO携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改  
める。

第四章を削る。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十七号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程  
の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程  
(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように  
改正する。

第二条第一項第一号中「PASMO」の下に「(モバイ  
ルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)」を加  
える。

第三条第一号中「当局のほか、別表一」を「IC発行事  
業者規則」に改める。

別表一を次のように改める。

別表一 削除

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

●交通局規程第七十八号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規  
程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「及びモバイルPASMOC会員規約」を「並びにモバイルPASMOC及びApple PayのPASMOC会員規約」に改める。

第三条第一項第三号中「モバイルPASMOC携帯情報端末」の下に「又はApple PayのPASMOC特定携帯情報端末」を加え、同条第一項に次の三号を加える。

六 「Apple PayのPASMOC」とは、特定携帯情報端末に発行するPASMOCをいう。

七 「Apple PayのPASMOC特定携帯情報端末」とは、Apple PayのPASMOCを発行した特定携帯情報端末をいう。

八 「携帯情報端末等」とは、モバイルPASMOCが発行された携帯情報端末及びApple PayのPASMOCが発行された特定携帯情報端末をいう。

第四条第二項中「モバイルPASMOC」の下に「又はApple PayのPASMOC」を加え、同条第四項中「モバイルPASMOC携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第五条第三項中「モバイルPASMOC携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第七条第二項中「次の各号のいずれかに該当する場合に」を「IC規程第十条第一項に定めるほか、PASMOC取扱規則に関する特約の定めるところにより、必要と認めるときは」に改め、同項各号を削る。

第八条の二の見出しを「(モバイルPASMOCの発行替え)」に改め、同条第二項第二号中「持参人IC定期乗車券」の下に「(以下「持参人IC定期乗車券」という。)」を加え、同項第四号中「定期乗車券」を「通学定期乗車券」に改める。

第八条の二の次に次の一条を加える。  
(Apple PayのPASMOC発行替え)

第八条の三 PASMOCカードからApple PayのPASMOC特定携帯情報端末への発行替えは、PASMOC取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合、発行替え後の当該PASMOCカードの取扱いは、PASMOC取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOCカードの場合は取り扱うことができない。

一 持参人IC定期乗車券

二 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の機能が付加されたPASMOCカード

三 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の機能が付加されたPASMOCカード

四 小児用PASMOC

五 一体型PASMOC

六 企画乗車券の機能が付加されたPASMOCカード

七 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の機能が付加されたPASMOCカード

八 有効なバスIC一日券等の機能が付加されたPASMOCカード

九 出場処理が完了していないPASMOCカード

3 Apple PayのPASMOC特定携帯情報端末からPASMOCカードへの発行替えはできない。

4 複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券の機能、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

第九条第一項中「モバイルPASMOCアプリの」を「株式会社パスモが定める」に改め、同条第二項中「モバイルPASMOC」の下に「及びApple PayのPASMOC」を加え、同条第三項中「又はパソコン向けサイト」を「PASMOCアプリケーション等」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 PASMOC取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期乗車券の機能が付加されたPASMOCカード内の情報をモバイルPASMOC又はApple PayのPASMOCに発行替えを行った後に当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合は、事前に会員規約の定めによる会員登録を行う必要がある。

第十二条、第十三条第二項及び第十五条第一項中「モバイルPASMOC携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第十六条第二項中「モバイルPASMOC携帯情報端末又はこれ」を「携帯情報端末等又はこれら」に、同条第三項中「株式会社パスモが行う」を「モバイルPASMOC又はApple PayのPASMOCを使用するための」に改め、同条第四項中「第八条の二」の下に「及び第八条の三」を加え、「モバイルPASMOC携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第十八条第一項中「若しくはパソコン向けサイト」を「

PASSMOアプリケーション等に、同条第三項中「モバイルPASSMO携帯情報端末」を「携帯情報端末等」に改める。

第四章を削る。

附則

この規程は、令和二年十月六日から施行する。

### 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

調布市若葉町一丁目十六番三、西東京市南町六丁目十一番  
十七番一、同番二及び同番二十三号  
十九  
有限会社大喜

代表取締役 岩本 吉広

発行  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

